

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月15日認可した。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一ツ内地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岩崎地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山崎川向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半田2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）成合支線2号地区